

令和7年第1回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

令和 7 年第 1 回伊南行政組合議会定例会議事日程

令和 7 年 2 月 1 8 日

午後 2 時 0 0 分 開 会

新任議員紹介（宮田村）

組合長挨拶

日程第 1 議長選挙

日程第 2 議席の指定及び議席の一部変更

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 副議長選挙

日程第 6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

日程第 7 議案の上程及び提案説明

議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 2 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 令和 6 年度伊南行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 号 令和 6 年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 号 令和 7 年度伊南行政組合一般会計予算

議案第 8 号 令和 7 年度伊南行政組合病院事業会計予算

日程第 8 議案に対する質疑及び委員会付託

日程第 9 委員長報告、質疑、討論及び採決

日程第 1 0 議案の上程、提案説明、質疑、討論及び採決

議 第 1 号 伊南行政組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

組合長挨拶

出席議員（１７名）

１番	小 原 茂 幸	２番	宮 下 稔
３番	中 島 和 彦	４番	小 原 晃 一
５番	池 田 幸 代	６番	氣賀澤 葉 子
７番	竹 村 知 子	８番	久保島 巖
９番	吉 川 順 平	１０番	宮 脇 寛 行
１１番	星 野 晃 伸	１２番	松 澤 文 昭
１３番	中 塚 礼次郎	１４番	松 村 利 宏
１５番	川 手 三 平	１６番	小 林 宏 美
１７番	平 澤 成 己		

説明のために出席した者

組 合 長	伊 藤 祐 三	副 組 合 長	唐 澤 隆
副 組 合 長	宮 下 健 彦	副 組 合 長	天 野 早 人
助 役	小 平 操	事 務 局 長	小 出 孝 幸
会 計 管 理 者	横 山 健	病院事業管理者職務代理者	村 岡 紳 介
病 院 事 務 長 兼 経 営 企 画 室 長	三 枝 徳 夫	新病院建設推進室長	佐 野 秀 一
病 院 総 務 課 長	松 原 博 人	駒ヶ根市民生部長	北 原 純
飯島町住民税務課長	松 村 和 夫	中川村保健福祉課長	水 野 恭 子
宮田村住民課長	春 日 学		

事務局職員出席者

事 務 局 次 長	藤 木 真 由 美
事 務 局 書 記	下 島 裕 子
事 務 局 書 記	奈良崎 護

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時00分 開会

○次 長（藤木真由美君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「こんにちは」と呼ぶ者あり）御着席ください。（一同着席）

○副 議 長（松澤文昭君） 宮田村村長選挙に伴い天野議長が辞任をされました。よって、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長を務めます。

これより令和7年1月17日付、告示第1号をもって招集された令和7年第1回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

この際、議事の進行上、宮田村選出議員の仮議席を指定します。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

このたび宮田村選出議員の辞職に伴い宮田村選出議員に変更がありましたので御紹介します。

新たに伊南行政組合議会議員として選出されました小林宏美議員、自席にて自己紹介をお願いいたします。

○仮議席16番（小林 宏美君） 宮田村の副議長をやっております小林宏美でございます。この席は初めてでございますが、ひとつよろしく願います。（一同拍手）

○副 議 長（松澤 文昭君） ありがとうございます。

日程はお手元に配付したとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長より挨拶をお願いいたします。

○組 合 長（伊藤 祐三君） 令和7年1月17日付、告示第1号をもちまして令和7年第1回伊南行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには、全員の御出席を賜り、心より感謝を申し上げます。

今議会におきましては、ただいま自己紹介をいただきました宮田村の小林宏美さんが新たに伊南行政組合議員となりました。

また、1月26日に新たに宮田村村長になりました天野早人村長を副組合長としてお迎えいたしました。天野村長には、宮田村発展のために一層の御活躍を祈念申し上げますとともに、伊南行政組合副組合長として伊南地域の進展と福祉向上のため御尽力賜りますようお願いをいたします。

さて、2月も後半を迎え、まだまだ寒い日が続いております。

北海道から北陸にかけては例年以上の大雪となっております。

幸い、伊南地域では、これまで降雪は少なく、比較的過ごしやすい日々が続いております。これからは三寒四温を繰り返しながらも確実に春が訪れるものと期待をしております。

次に地域経済の状況であります。直近の長野経済研究所の調査によりますと、県内の景気動向は足踏み状態にあるとしております。

雇用環境では、ハローワーク伊那管内の昨年12月の有効求人倍率が1.28倍であり、伊那を含めまして多くの職業安定所では有効求人倍率が前年を下回っております。

今後については、個人消費に影響を与える実質賃金の伸びがプラスに転じていくかどうか注視する必要があるとされておりまして、引き続き注意深く見守っていきたいと考えております。

一方、伊南市町村の新年度の予算編成や事業計画では、物価高騰に伴う人件費や物件費、そして社会保障関係費の増額などによる影響が出ております。自然災害や諸課題に対応し、住民の皆様の生活を厳しい環境ではありますがしっかりと支えていかなくてはならないと考えております。

組合としましては、今後も効率的な事業運営に努めるとともに、伊南地域が快適で活力ある持続可能な地域としてあり続けるため、広域連携のメリットを生かし、諸課題の対応に協力していくことが重要と考えております。

さて、今議会に提案いたします案件は、条例4件、補正予算2件、新年度予算2件の計8議案であります。

条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理と人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた一般職並びに病院事業管理者の給与改正であります。

次に、一般会計補正予算は条例改正によります職員の給与改定を、病院事業会計の補正予算は給与改定並びに収益見通しに基づく補正を、それぞれお願いするものであります。

続きまして令和7年度当初予算であります。

一般会計当初予算規模は総額9億4,733万円となり、前年度当初予算に比べ3,009万円の減少となりました。主な事業について申し上げます。

火葬場事業につきましては、火葬炉の燃焼機器の部品交換等の修繕費を計上するとともに、引き続き指定管理者の伊南葬祭業組合へ委託する経費等の運営費を計上しております。

衛生センター事業につきましては、運転費用と設備維持管理费用等で9,362万円を計上いたしました。

病院費につきましては6億5,981万円を計上し、前年度から3,401万円の減額となります。建設改良の企業償還金が前年度より減少することによりまして病院事業会計への繰出金が減額となるためであります。

次に病院事業会計予算であります。

事業収益は71億9,400万円で、前年度当初予算と比べて1.1%減少、事業費用は72億1,900万円で0.4%、それぞれ減少しました。

予算上の経常収支は2,500万円の赤字を見込んでおります。

厳しい環境の中での運営となりますが、引き続き地域の医療需要に応え一般診療、救急医療、健診事業などに職員一丸となって取り組むとともに、経営の向上に努めてまいります。

新病院建設事業につきましては、現在、基本設計の見直し作業を進めており、新年度予算には見直しに係る予算を計上いたしました。

今議会に提案いたしますこれらの議案は、いずれも重要な案件であります。慎重なる御審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げ、第1回定例会開会に当たりましての挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

○副議長（松澤 文昭君） ここで1月26日執行の宮田村村長選挙において当選を果たされ当組合の副組合長に就任されました天野早人副組合長より御挨拶をお願いいたします。

御登壇ください。

〔副組合長 天野早人君 登壇〕

○副組合長（天野 早人君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）

副組合長に就任いたしました宮田村長の天野早人でございます。

伊南４市町村の発展と連携のために力を尽くしてまいり所存でございます。

引き続きよろしくお願いいたします。（一同拍手）

〔副組合長 天野早人君 降壇〕

○副 議 長（松澤 文昭君） ありがとうございます。

ただいまから議事に入ります。

日程第１ これより議長選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定を適用し指名推選としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副 議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名は推薦人を指名して行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副 議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、推薦人において指名をすることに決しました。

お諮りします。

推薦人は副議長において指名をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副 議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。

推薦人に１番 小原茂幸議員を指名いたします。

議長の指名推選をお願いいたします。

〔１番 小原茂幸君 登壇〕

○１ 番（小原 茂幸君） 伊南行政組合議会運営申合せ事項により、議長は組合長選出市町村以外の市町村から議長経験年数、議員歴等を考慮し選出することになっております。

つきましては、議長に松澤文昭副議長を指名いたします。

〔１番 小原茂幸君 降壇〕

○副 議 長（松澤 文昭君） お諮りします。

ただいま推薦人による指名推選のありました松澤文昭を議長の当選人にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副 議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、松澤文昭が議長に当選いたしました。

会議規則第 32 項第 2 項の規定により口頭をもって告知いたします。

それでは、新議長当選の承諾及び御挨拶をこの場で申し上げます。(起立)

○議長（松澤 文昭君） ただいま議長選挙によりまして伊南行政組合の議長という重責を担うことになりました。

目の前には伊南４市町村にとって最重要案件であり財政にも大きな影響を及ぼす新病院の建設という大事業が控えております。皆さん方の活発な議論により、よりよい結果を、結論を出したいというふうに考えております。

もとより未熟者であります。皆様方の御健勝と御指導をお願いしまして議長就任の挨拶と承諾の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。(一同拍手)(着席)

引き続き会議を進行いたします。

日程第２ 議席の指定及び議席の一部変更を議題といたします。

会議規則第４条第３項の規定により新たに選出された議員の議席の指定及び関係する議員の議席の一部変更を議長において指定いたします。

事務局に朗読させます。

○次 長（藤木真由美君） 朗読いたします。

１５番 川手三平議員、１６番 小林宏美議員。

以上でございます。

○議長（松澤 文昭君） ただいまの朗読のとおり議席を指定いたします。

日程第３ 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は会議規則第７８条の規定により１５番 川手三平議員、１６番 小林宏美議員を指名いたします。

日程第４ 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日１日限りと決定されております。

お諮りします。

本定例会の会期を本日１日限りにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日１日限りと決定いたしました。

日程第５ これより副議長選挙を行います。

先ほどの議長選挙において副議長が当選し、副議長が欠員となっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては地方自治法第１１８条第２項の規定を適用し指名推選としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の報告は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

副議長の指名を議長においてしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

つきましては、副議長に久保島巖議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいまの議長において指名いたしました久保島巖議員を副議長の当選とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました久保島巖議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました久保島巖議員が議場におられますので、会議規則第 32 号第 2 項の規定により口頭をもって告知いたします。

それでは、副議長に当選されました久保島巖議員から当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔副議長 久保島巖君 登壇〕

○副 議 長（久保島 巖君） ただいま議長から指名いただきました飯島町議長の久保島巖でございます。

このたびは副議長に御選任いただきまして誠にありがとうございます。

もとより微力ではございますが、松澤議長を支え、伊南行政組合の議会運営がスムーズにいくように、円滑にいくように尽力してまいりたいと、そのこと、お誓い申し上げ、承諾とお礼の御挨拶にさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。（一同拍手）

〔副議長 久保島巖君 降壇〕

○議 長（松澤 文昭君） 日程第 6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

このたびの議員の交代等に伴う常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

新たに選任する委員について事務局に朗読させます。

○次 長（藤木真由美君） 朗読いたします。

総務衛生委員会委員、15 番 川手三平議員。

病院厚生委員会委員、16 番 小林宏美議員。

以上でございます。

○議 長（松澤 文昭君） ただいまの朗読のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり、それぞれ常任委員

に選出することに決しました。

次に議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

事務局より朗読させます。

○次 長（藤木真由美君） 朗読いたします。

議会運営委員会委員、15番 川手三平議員、16番 小林宏美議員。

以上でございます。

○議 長（松澤 文昭君） ただいまの朗読のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり選任することに決しました。

先ほどの副議長選挙により総務衛生委員会において委員長が不在となっております。

総務衛生委員会を開催し、委員長を互選の上、議長まで報告を願います。

総務衛生委員会の開催のため暫時休憩とします。

再開時刻は午後2時40分といたします。

午後2時24分 休憩

午後2時40分 再開

○議 長（松澤 文昭君） 本会議を再開いたします。

総務衛生委員会から委員長の互選結果の報告がありましたので、事務局に朗読させます。

○次 長（藤木真由美君） 朗読いたします。

総務衛生委員会委員長、川手三平議員。

以上でございます。

○議 長（松澤 文昭君） 以上のように決定いたしました。

選出されました総務衛生委員会委員長から就任の御挨拶をお願いいたします。

挨拶は自席をお願いいたします。

〔総務衛生委員長 川手三平君 起立〕

○総務衛生委員長（川手 三平君） 本日の総務衛生委員会におきまして総務衛生委員長に御選任いただきました川手三平であります。

大変な責務の職でありますけれども滞りなく果たしてまいりたいと思いますので、さらなる皆さんの御協力、よろしくお願いいたします。（一同拍手）

〔総務衛生委員長 川手三平君 着席〕

○議 長（松澤 文昭君） これをもちまして常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を終結いたします。

日程第 7 議案の上程及び提案説明を行います。

初めに、

議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 2 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

以上 4 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出 孝幸君） それでは、私のほうからは議案 1 号・2 号についての提案を行わせていただきます。

初めに議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして提案説明を申し上げます。

議案書の 1—1 ページをお開きください。

下段の提案理由ですが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして懲役及び禁錮刑が拘禁刑に統一されたことにより、関係条例の条項の「懲役」及び「禁錮刑」を「拘禁刑」に改めるもので、実質的な変更はございません。

次ページ——1—2 ページを御覧ください。

改正内容であります、第 1 条は伊南行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正するもので、附則第 3 条第 4 項及び第 5 項の改正は「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第 2 条は伊南行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するもので、第 17 条第 1 項の改正は「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第 3 条は伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、第 18 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 18 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号の改正は「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第 4 条は伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正するもので、第 13 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 14 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 15 条第 1 項第 1 号並びに第 17 条第 4 項の改正は、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

附則といたしまして、附則第 1 項は、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するもので、具体的には令和 7 年 6 月 1 日から施行するものです。

附則第 2 項から次ページの第 5 項については、この条例の施行前と施行後の行為について経過措置を設けております。

議案第 1 号の説明は以上でございます。

続きまして議案第 2 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

既に、伊南４市町村、同様の条例改正がお済みになっていると思いますので、簡潔に説明をいたします。

初めに概要について説明いたしますので、本日お手元にお配りをいたしました右上に議案第２号～第４号の説明資料と表記のあるホチキス止めの資料を御用意をいただきたいと思います。

１の国家公務員の給与改定の概要ですが、御覧のとおりです。

次に２の伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の改正概要でございます。

初めに、令和６年度分の改正として、（１）給料表の改定につきましては、国と同様に若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げるものです。行政組合全体では平均改定率３．７％となります。

（２）の期末勤勉手当の改定は、こちらも国と同様に期末手当、勤勉手当をそれぞれ０．０５月分、合計０．１月分を引上げ、年間支給月数を４．６月分とするものです。

表１－１は一般職の職員の期末勤勉手当の支給月数を掲載してございます。

上段の令和６年度におきましては一括して１２月期において期末手当、勤勉手当にそれぞれ０．０５月分を配分し、下段の令和７年度以降は６月期と１２月期の期末手当及び勤勉手当にそれぞれ０．０２５月分ずつ配分し、年間で０．１月分の増とする改定です。

表１－２は特定管理職員として部長級の支給月数ですが、同様の配分をしております。

次ページを御覧ください。

表１－３及び表１－４では定年前再任用短時間勤務職員の配分を掲載しています。

次に、その下段の（３）寒冷地手当の改正ですが、寒冷地手当の額について、表２に掲載のとおり、世帯主の区分に応じ月額１１．３％、それぞれ引き上げるものです。

次に（４）給与改定に伴う所要額ですが、合計欄に記載のとおり、一般会計で１０５万円、病院事業会計で７、２３３万円と見込んでおります。

次に、令和７年度分の改正としては、（１）の給料表の最低水準の引上げ、（２）の通勤手当の改正であります。通勤手当の支給限度額を１５万円に引き上げるものであります。

続いて次ページを御覧ください。

（３）の費用手当の改正であります。表４のとおり、配偶者に関わる手当を段階的に減額し令和８年度に廃止、子に係る扶養手当を段階的に引上げ令和８年度に１万３、０００円に引き上げるものです。

次に（４）寒冷地手当の段階的な廃止であります。

表５の記載のとおり、世帯主の区分に応じ令和７年度から段階的に支給額を減額し、最終的には令和９年度で全て廃止されることとなります。

（５）のその他であります。再任用職員に支給する手当に住居手当が追加、拡充されることとなります。

議案第２号に関わる資料の説明については以上であります。

それでは、議案書に戻っていただきまして議案書の２－１ページをお開きください。

提案理由ですが、下段にございますように、国家公務員の給与改定に準じ一般職の職員等の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するものです。

次に、次ページ——２－２を御覧ください。

改正内容ですが、第１条のうち改正文第４条の６第３号の改正は実態に合わせた条文の整理、第１６条の２第

1号の改正は寒冷地手当の額の改正で、先ほど議案説明資料で説明したとおり、支給月額の上上げを行う改正であります。

第18条第2項及び第3項の改正は、令和6年度に限り、期末手当の支給割合について先ほど資料で説明したとおり改正するものです。

第19条第2項第1号及び同項第2号の改正は勤勉手当の支給割合を改正するものです。

次に、次ページ——2—3を御覧ください。

別表第1の給料表につきましては、このページから議案書の2—6ページまで掲載のとおり改正するものでありますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

なお、別表第1は令和6年4月1日に遡って改正するものです。

続きまして2—6ページの中段やや下の第2条のうち改正文第2条の改正は寒冷地手当の段階的廃止に向けた条文の整備と再任用職員に住居手当を支給するための規定の整備。

第8条の改正は扶養手当に関する規定で、同条第2項第1号の配偶者に関わる規定を削除し、第2号から6号までは1号ずつ繰上げ、同項に新たに第6号として扶養手当の支給に関し規則で定める規定を整備するものです。

2—7ページにかけての第9条及び第9条の2の改正は、扶養手当の支給等に係る規定を削除し、第9条の3を第9条として、9条の4から第9条の7までの2条ずつ繰り上げる改正。

第9条の8の改正は、通勤手当の額について条文を整備し、同条を第9条の6とし、通勤手当の上限について新たに第9条の7として規定を整備するもの。

第9条の9から9条の12までは1条ずつ繰り上げるための改正。

第16条から第16条の3までの改正は、寒冷地手当に関する規定を削除し、形骸を残す条文の整備。

第17条の3の改正は、部課長級の管理職が平日深夜に災害等で緊急対応する場合、支給対象時間を午前0時からを午後10時からの2時間拡大し、管理職員特別勤務手当を支給できるよう規定を整備するもの。

第18条第2項及び第3項の改正は、令和7年度以降の期末手当の支給割合について先ほど資料で説明したとおり改正するものです。

第19条第2項第1号及び同項第2号の改正は、令和7年度以降の勤勉手当の支給割合を改正するものです。

次ページ——議案書2—8の別表第1の給料表を御覧ください。

このページから2—11ページにかけて記載のとおり改正するものであります。後ほどお目通しをお願いいたします。

2—11ページに行ってくださいまして、中段やや下になりますが、附則第1項は、この条例中、第1条の給与の改定につきましては公布の日から施行し、第2条の改正規定並びに附則第5項から第11項までの規定は令和7年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和6年4月1日に遡及して適用するための規定。

附則第3項は、期末手当及び勤勉手当につきまして、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和6年12月1日から遡及して適用するための規定であります。

附則第4項は改正前に支払われた給与について内払とみなす規定です。

附則第5項及び第6項は令和7年4月1日の給料表改正に伴う号俸の切替えについて規定したもの。

附則第7項及び第8項は扶養手当及び寒冷地手当の段階的廃止に伴う経過措置等について規定したもの。

附則第9項から附則第10項までの規定は、給与法改正附則第20条による地方公務員法の一部改正に伴う条ずれ等に対応するため関係条例の引用箇所の条文整備。

次ページ——議案書2—13ページを御覧ください。

附則第11項の規定は伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、第2条の給与改定に伴う条ずれ等による条文の整備であります。

附則別表は附則第5項の号俸の切替え表で、このページから議案書2—16ページまで記載してありますので、後刻お目通しをお願いします。

人事院勧告に伴う給与条例等の改正に関わる議案2号の提案説明については以上です。

よろしくお願いします。

○病院事務長兼経営企画室長（三枝 徳夫君） 議案書3—1ページをお開きください。

議案第3号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、病院事業管理者の給与は駒ヶ根市副市長に準ずる扱いとなっているところ、さきの人事院勧告に伴い駒ヶ根市特別職給与条例が改正されましたので、これに準じて改正するためでございます。

3—2ページをお開きください。

第2条につきましては給与の種類を規定しておりまして、寒冷地手当の廃止に伴いこの本文中の寒冷地手当と第4条、諸手当を規定している本文中の寒冷地手当の文言を削除し、同じく第4条のただし書であります、期末手当の支給率を定める規定で、年間の支給率を3.4月から3.45月に0.05月分引き上げるよう改めるものでございます。

附則において施行日は令和7年4月1日としております。

なお、現在、病院事業管理者は不在であり、院長がこの職務を代理しておりますので、この条例により支給される対象者はおりません。

次に議案書の4—1ページをお願いいたします。

議案第4号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、さきの人事院勧告に準じ寒冷地手当の廃止並びに扶養手当及び管理職職員の特別勤務手当の支給基準を改正するためでございます。

4—2ページをお開きください。

第2条につきましては給与の種類を規定しておりまして、第3項中の寒冷地手当の文言を削除いたします。

第6条につきましては扶養手当を規定しており、第2項第1号の配偶者の号を削除し、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

第10条につきましては寒冷地手当を規定しておりまして、この条を削除するものでございます。

第15条につきましては管理職職員の特別勤務手当を規定しておりまして、その中の字句、勤務するを勤務し

たに改め、同条第2項中の週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間を午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に改めるものでございます。

附則として施行日につきましては令和7年4月1日としております。

なお、附則につきましては扶養手当と寒冷地手当につきまして経過措置を設けておりますので、内容を御確認いただければと思います。

説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（松澤 文昭君） これをもって議案第1号から議案第4号の提案理由の説明を終結いたします。

次に、

議案第5号 令和6年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第6号 令和6年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出 孝幸君） 議案第5号 令和6年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

議案書の5—1ページをお開きください。

最初に第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算をそれぞれ58万9,000円追加し予算総額を9億8,301万円とするものです。

今回の補正予算は人事院勧告に基づく給与条例の一部改正に伴うものと職員構成の変動による人件費の補正をお願いするものです。

5—3ページをお開きください。

事項別明細書になりますが、先に下段の歳出の部ですが、2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費を105万円増額させていただく内容です。

内訳は、2節の給料につきまして75万9,000円、3節の職員手当等につきまして19万5,000円、4節の共済費につきまして9万6,000円、いずれも増額をさせていただきます。

5—4ページを御覧ください。

3款 衛生費、2項 清掃費、1目 衛生センター費ですが、46万1,000円を減額させていただく内容です。

内訳は、1節の報酬につきまして16万3,000円、3節の職員手当等につきまして22万4,000円、4節の共済費については7万4,000円をそれぞれ減額させていただきます。こちらは職員構成の変動によるもので、衛生センター所長の交代による減となっております。

5—3ページにお戻りをいただきまして、続いて上段の歳入の部でございますが、1款1項1目 分担金58万9,000円の増額は、歳出予算の増額に伴い市町村分担金を増額するものです。

また、5—5ページから8ページにかけては給与費明細書と、5—9ページには市町村分担金調書を載せています。内訳については後刻お目通しをいただきたいと思います。

議案第5号の提案説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○病院事務長兼経営企画室長（三枝 徳夫君） 議案書 6—1 ページをお願いいたします。

議案第 6 号 令和 6 年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第 1 号）の提案説明を申し上げます。

今回の補正は収益の見通しに基づく補正及び給与制度改革等に伴う人件費等の補正でございます。

第 2 条は業務の予定量の補正で、180 人は当初予算における 1 日当たりの入院患者数の見込みですが、これを 170 人に引下げ年間 6 万 2,050 人に、次に 437 人は当初予算における 1 日当たりの外来患者数の見込みですが、これを 420 人に引下げ年間 10 万 2,060 人に改めます。

第 3 条 収益的収支は実施計画で御説明しますので、6—3 ページをお開きください

収入、医業収益の入院収益は患者数が 5.6%減少する見通しにより 1 億 900 万円の減額、外来収益は患者数が 3.9%減少する見通しにより 2,300 万円を減額するものです。

次に支出の医業費用の給与費ですが、今回の給与制度改革によって給料、諸手当、法定福利費の 3 科目につきましては総額 1 億 800 万円増額するんですが、一方で、当初予算で計上した職員数と現状との差として 7 人分の減額を行います。

報酬につきましてはパート医師の報酬予算が不足する見通しのため増額し、給与費全体では 1 億 2,200 万円の増額補正となります。

次に材料費と経費ですが、患者数の減少見通しなどにより、材料費は 7,900 万円、経費は 1,600 万円、それぞれ減額を行います。

医業費用全体では 2,700 万円の増額補正となります。

今回の補正によりまして収支は 1 億 5,900 万円悪化し、予算上の医業収支は 6 億 6,400 万円の赤字、純損益も 1 億 2,900 万円の赤字を見込むものでございます。

6—1 ページにお戻りください。

第 4 条 資本的収支ですが、当初予算で R I 撮影装置という医療機器の更新を予定しておりましたが、新病院建設事業の基本設計段階で検討する中でこの機械を購入しないこととしたため 6,000 万円を減額補正するものです。

議案書 6—2 ページをお開きを願います。

第 5 条 企業債、第 8 条の重要な資産の取得及び処分につきましては、ただいま説明いたしました医療機器更新を行いことによる補正でございます。

第 6 条は職員給与費に係るものでございます。

第 7 条は薬品費、診療材料費等の購入限度額に係る補正であります。

6—5 ページ以降の財務書類等につきましては後刻お目通し願います。

説明は以上です。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議 長（松澤 文昭君） これをもって議案第 5 号及び議案第 6 号の提案理由の説明を終結いたします。

次に、

議案第 7 号 令和 7 年度伊南行政組合一般会計予算

議案第8号 令和7年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出 孝幸君） 議案第7号 令和7年度伊南行政組合一般会計予算について提案説明を申し上げます。

別冊のA4横長の一般会計予算書を御用意いただきたいと思います。

1ページを御覧ください。

第1条にありますように予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,733万円に定めるものです。前年対比では3,009万1,000円の減額、率にして3.1%の減少になります。

第2項の予算の款項の区分及び金額は2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算に掲げています。

第2条は一時借入金の借入れ最高額を1億円と定めたものです。

予算の内容につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

初めに歳入です。

1款の分担金及び負担金は構成市町村からの分担金を9億759万1,000円計上しました。前年度対比ではマイナス3.1%、2,927万円余の減額となります。病院費の企業債償還金が減額となるため、歳出で繰出金が減となることが主な要因であります。

2款 使用料及び手数料の1項1目 衛生使用料は、前年の実績を勘案し火葬場使用料、衛生センター使用料の若干の減額を見込み2,305万円を計上しました。

5款 財産収入は1万8,000円を計上しました。

1目1節 土地貸付収入1万6,000円は伊南聖苑南の公園用地の一部を駒ヶ根市へ貸し付けているものです。

2目の利子及び配当金は病院施設整備基金及び医師確保基金の利子を見込んでおります。

6款 繰越金は前年度と同額500万円を計上いたしました。

7款 諸収入ですが、1項の預金利子は前年と同様に3万円を見込み、7ページの2項の雑入は伊南聖苑の自動販売機使用電気料、衛生センター分として下平工業団地の企業からの排水ポンプ施設使用負担金等で54万1,000円を見込んでいます。

9款 基金ですが、病院事業に対する寄附金を前年と同額の10万円計上しました。

10款 繰入金金は医師確保基金からの繰入金1,100万円を計上させていただきました。

続いて歳出予算の説明をいたします。

8ページをお開きください。

1款の議会費は、隔年で実施される行政視察研修の費用が前年度より減となっており、64万2,000円としております。

2款 総務費ですが、1項1目の一般管理費は主に人件費であります。前年度より91万円余増の3,365万9,000円を計上しました。

10ページへお進みください。

中段の２項１目 監査委員費は 69 万円であります。

下段の３款 衛生費、１項 保健衛生費、１目 火葬場費は 4,357 万 3,000 円の計上で、修繕を計画的に実施するとともに、新年度では、３か年計画でも説明したとおり、聖苑敷地内の排水工事を計画しているため、全体では前年より 473 万円ほど増加しています。

１１ページにお進みください。

中段の２目の老人保健施設費は前年度対比 3 万 1,000 円の減の 249 万円ですが、全額、観成園の敷地料補助になります。

次に下段の３款 衛生費、２項の清掃費、１目の衛生センター費は、1,234 万 5,000 円の増、9,362 万 1,000 円を計上させていただきました。

１２ページにかけて記載があります。

基幹的改良工事は実施されておりますが、引き続き運転費用と整備、維持管理による部品交換等の修繕等が必要となっております。

新年度では前処理施設の脱水機等の修繕費が予算増の主な原因となっております。

続いて １３ページをお開きください。

中段の３目 不燃物処理場費は前年対比 2 万円減額の 506 万 6,000 円を計上しました。主な内容は取り灰、廃乾電池、廃蛍光管等といった一部有害廃棄物の一時保管管理及び処理に関わる委託料となっております。

次に下段の３款 衛生費、３項１目の病院費は、前年対比マイナス 4.9%、3,401 万 6,000 円の減の 6 億 4,880 万 9,000 円であります。

１４ページにお進みいただきまして、右側に説明があります病院費のうち夜間 1 次救急診療医師報酬は 315 万円、また研修医確保対策事業としまして医学生セミナーへの参加旅費やブースの出展料等の経費を 200 万円余計上しております。

２７節 繰出金は病院事業会計への繰出金で、前年度より 3,401 万円余減少し 6 億 4,346 万 8,000 円を計上しております。繰出金の減少につきましては、建設改良費に関わる企業債償還金が前年度と比べ減額となること为主要要因であります。

２目の医師確保対策費は、医師確保基金からの繰入金を財源としまして医師への研究資金貸与に充てるための繰出金 1,100 万円の計上をしまして、基金利子の積立てを行いますので、合わせて 1,100 万 1,000 円であります。

１５ページ上段を御覧いただき、５款 公債費や元金利子、合わせて前年度より 1,326 万円余の減額の 1 億 196 万 9,000 円を計上しました。一般会計分の償還のピークは過ぎて、今後、借入れがない場合は減少で推移していくものと思われます。

６款 予備費は前年と同額の 500 万円を計上しました。

以降、１６ページから ２４ページまでは給与費明細書、また ２５ページは債務負担行為に関わる調書と地方債の現在高見込みに関する調書、２６ページは市町村別の分担金調書で、費目ごとに定められた分担率によりまして構成市町村に御負担をお願いするものです。２７ページは分担金のうち公債費の費目別内訳でございますので、以上の内容につきましては後刻お目通しをお願いしたいと思います。

議案第7号の提案説明は以上です。

よろしくお願いします。

○病院事務長兼経営企画室長（三枝 徳夫君） 議案第8号 令和7年度伊南行政組合病院事業会計予算
につきまして提案説明を申し上げます。

初めに、一枚紙の議案第8号資料を——お手元にあるかと思いますが——そちらで全体概要を説明させていただきます。

それでは裏面の2ページを御覧ください。

入院、外来の業務予定量であります。

太枠が令和7年度の予定です。

1日平均患者数ですが、直近の状況等を勘案し、入院につきましては172人、外来は422人を見込み、延べ患者数は、入院は6万2,780人で前年度当初予算と比べて4.4%減少、外来は10万2,124人で3.8%の減少と見込んでおります。

診療単価は、令和6年度の決算見通しなどから、入院につきましては6万674円、外来は2万900円、それぞれ見込んでおります。

以上から、収益ですが、入院は38億900万円で1.0%の減少、外来は21億3,400万円で同じく1.0%減少、合計で59億4,300万円、1.0%の減少を見込んでおります。

表面にお戻りください。

太枠が令和7年度の予算案となります。

行番号の1行目、病院事業収益は総額71億9,400万円で、前年度当初予算と比べ8,200万円、1.1%の減少となります。

このうち2行目の医業収益は66億6,100万円で、先ほど御説明した入院・外来収益のほか、健診・訪問看護収益などでございます。

次に14行目の病院事業費用ですが、総額は72億1,900万円で、2,700万円、0.4%減少を見込んでおります。

医業費用のうち16行目の給与費は37億1,200万円で1億2,600万円増加、令和6年度の人勤による期末勤勉手当の引上げ等が主な要因となっております。

20行目の材料費は19億1,100万円で、高額な薬品及び診療材料の直近の動向などを勘案し4,900万円の減少。

24行目の経費は12億7,700万円で、このうち26行目の委託料ですが、27行目にあります新病院建設事業関連の基本設計見直しのための費用と、あと建設コンサルタント費用等で6,100万円を見込んでおります。

以上から、33行目以下の予算上の収支ですが、医業収支は5億2,100万円の赤字、純損益は2,500万円の赤字を見込んでいるところでございます。

次に資本的収支ですが、41行目の建設改良費は1億600万円で、医療機械、備品等の更新費用でございます。

このうち42行目にあります新病院建設事業関連の予算では、公共下水道管渠接続業務及び公共下水道橋梁仮設設計業務の委託費用を計上してございます。

43行目の企業債償還金は1億5,600万円で、1億2,100万円減少でございます。

これらの財源となる３６行目の資本金収入は１億６,３００万円で、４５行目の収支不足額１億２,２００万円につきましては内部留保資金を充ててまいる予定でございます。

４６行目の一般会計からの繰入金につきましては地方公営企業繰出基準に基づく繰入れで、合計で６億４,８００万円でございます。

概要説明は以上となります。

続いて別冊の予算書１ページをお開き願います。

第２条 業務の予定量から次ページの第５条 企業債までは、ただいま御説明した内容が記載されてございます。

第６条、予算の流用することができる場合について記載をしてあります。

第７条は、予算の流用をすることができない経費を職員給与費及び公債費と定め、第８条では棚卸資産となる材料や燃料の購入限度額を合計で１８億９,６００万円と定めております。

第９条につきましては重要な資産の取得及び処分で、条例の規定により１件２,０００万円以上の資産に関する取得、処分の予定を載せてございますが、取得として電子カルテスイッチング装置一式でございます。これは院内の電子カルテ等のシステムを制御する装置で、耐用期限を迎えているため更新をするものでございます。

次ページ以降の実施計画、財務諸表等は後刻お目通し願います。

説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

○議 長（松澤 文昭君） これをもって議案第７号及び議案第８号の提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩いたします。再開時刻を午後３時２５分といたします。

午後３時２１分 休憩

午後３時２５分 再開

○議 長（松澤 文昭君） 本会議を再開いたします。

日程第８ これより議案に対する質疑に入ります。

議案第１号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第２号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第３号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第４号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

以上４議案を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第１号から議案第４号につきましては、別紙議案付託表のとおり所轄の常任委員会へ付託いたします。

次に、

議案第 5 号 令和 6 年度伊南行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 号 令和 6 年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第 1 号）

以上の 2 議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第 5 号及び議案第 6 号は、別紙議案付託表のとおり所轄の常任委員会へ付託いたします。

次に、

議案第 7 号 令和 7 年度伊南行政組合一般会計予算

議案第 8 号 令和 7 年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上 2 議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

○5 番（池田 幸代君） 議案第 7 号の令和 7 年度伊南行政組合の一般会計予算関係で質問いたします。

10 ページの 3 款 衛生費の 1 項 保健衛生費、火葬場の関係なんですけれども、先日相談がありまして、犬が死んでしまったんですけどもここの地域でなかなか火葬する場がないという御相談がありました。

それで、犬や猫というのは——駒ヶ根市の場合なんですけれども——衛生、何だ、環境、環境衛生課、そこにも連絡をするっていうことになっています。

それで、なかなか——その後はどうやら一般ごみとして扱うというような、そういうことになっているらしいんですけども、もう既にペットってというのは家族の一員でもあるっていうこともありまして、現段階でこの伊南聖苑にペットの火葬をしたいというような、そういう話は来ているのか及び今後そういった予定はあるのか、検討はしているのかということ、そのあたりの状況について伺いたいと思います。

○事務局長（小出 孝幸君） 池田議員の質問にお答えします。

ただいまペットの火葬の要望があるかどうかということでございますが、今のところ、火葬、ペットの要望については全くございません。

また、今後そういったことを検討していくかどうかということでございますが、今のところ検討していく予定はございません。

○議 長（松澤 文昭君） よろしいでしょうか。

○5 番（池田 幸代君） はい。

○議 長（松澤 文昭君） ほかに質疑はございませんか。

○11 番（星野 晃伸君） 21 ページの初任給についてお聞きします。

最近ではモラハラとか言われるのが非常にあると思いますけれど、この高卒、短大・大卒という、ここに金額が違うわけですね。これって、そういう部分で差別に当たるんじゃないかと思うんですが、お答えください。

○事務局長（小出 孝幸君） それぞれ、高卒の皆さんでおかれますと恐らく 18 歳に入所する、短大卒だと

二十歳で入所する、大卒だと22歳で入所するという形になります。当然そこで年齢的な差があるものですから、差別というか、それぞれの卒業の時点での段階なんで、当然、高卒の方が4年たっていけば、この22万には追いつくかどうか分かりませんが、給与が上がっていく状況なので、そこは差別しているという認識はございません。

以上でございます。

○11 番（星野 晃伸君） 取りあえずゼロからスタートの仕事なわけですね。その際にここで決まっているということが私はあんまり納得いかないと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○事務局長（小出 孝幸君） それにつきましては、先ほど一番最初の資料で説明しましたがけれども、国家公務員の給与改定に準じて、地方公務員も行っていますので、その規定に沿っているのが実情でございます。

○議長（松澤 文昭君） よろしいでしょうか。

○11 番（星野 晃伸君） 分かりました。

○議長（松澤 文昭君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤 文昭君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第7号及び議案第8号は、別紙議案付託表のとおり所轄の常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会は、本会議中に内容の審査の上、議長まで審査結果の報告をお願いいたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩とします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

午後3時35分 休憩

午後4時50分 再開

○議長（松澤 文昭君） 本会議を再開いたします。

日程第9 委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

初めに総務衛生委員会へ付託した案件について委員長報告、質疑、討論を行います。

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第2号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 令和6年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第7号 令和7年度伊南行政組合一般会計予算

以上4議案を一括議題といたします。

総務衛生委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（川手 三平君） それでは総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑はございませんでした。

次に、議案第2号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

なお、質疑の中で寒冷地手当の改正について「支給対象を勤務地か居住地、どちらで判断するのか」との質問がありました。答弁では「住居地で判断する」とのことでありました。

次に、議案第5号 令和6年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑はございませんでした。

次、議案第7号 令和7年度伊南行政組合一般会計予算について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑はございませんでした。

以上。

○議 長（松澤 文昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に病院厚生委員会へ付託した案件について委員長報告、質疑、討論を行います。

議案第3号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 令和6年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

議案第8号 令和7年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上4議案を一括議題といたします。

病院厚生委員長より審査結果の報告を求めます。

○病院厚生委員長（小原 茂幸君） それでは病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第3号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、病院事業管理者の設置に関しての質問があり、必ず置かなければならないというものなのかどうかの質問がございましたが、「今のところこの規模の病院においては支障がない」ということで「今後、新病院建設に

必要であれば設置することになるかもしれない」との答弁がございました。

次に、議案第4号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、扶養手当に関して配偶者、事実婚を含む部分が削られた理由についての質問がございましたが、「国の方針により、配偶者手当を順次引下げ、逆に、その代わり子ども手当を順次手厚くするものだ」との答弁がございました。

次に、議案第6号 令和6年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、削られた医療用機器——R I 核医学撮影装置は、更新の時期になったのだが更新を諦めた理由に関しての質問がございましたが、「新病院には設置するスペースがなく、見送った」ということです。これに対して支障はないのかという質問がありましたが、「外注をお願いする方針でいきたい」という答弁がございました。

それから、予算概要から経営状況に関する質問がございました。コロナ禍における補助金等の兼ね合いに関しても、経営状況、どうかということでしたが、「令和5年度、コロナ補助金を除いても300万ほどの黒字を出した」と、その後なかなか戻ってこない理由に関しては「全国的に患者数が減少しており、戻ってきていない」ということで、これに関しての「なぜ戻ってきていないのか」という質問がございましたが、病院の全国的機関からも断言できる答えは出ていないというような返答がございました。

次に、議案第8号 令和7年度伊南行政組合病院事業会計予算について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、この件に関しましては8件ほどの質問がございましたが、まず、新病院建設基本設計見直し業務委託に関して、令和7年度の予算に関して税込みで金額が出ておりますが、参考見積り4社よりということで複数あるんだけど、この件に関しての質問に対し、「セカンドオピニオンの要素がある」と答弁があった。その他にも質問がありました。

それから、予算全体に関してですが、給与平均が前年度に比べて平均が下がったが、その理由に関する質問がございました。これは「退職年齢に近い方、退職者が増え、その分、若い年齢層の採用によるいわゆる平均年齢が下がったことによる」という答弁がございました。

また、ドクター、いわゆる医師の確保に関しての質問がございましたけれども、通常、信州大学から来ていただく等あるんですが、専門資格を取るための専攻医の不足及び都会へ集中していってしまう医師の偏在があるのではないかということの答弁がございました。

以上、報告いたします。

○議 長（松澤 文昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

初めに議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号 令和6年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号 令和6年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号 令和7年度伊南行政組合一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号 令和7年度伊南行政組合病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案の上げ、提案説明、質疑、討論及び採決を行います。

議 第1号 伊南行政組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（小原 茂幸君） 議 第1号 伊南行政組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。議 第1号について説明を申し上げます。

お手元に配付されております二枚物の議案書を御覧ください。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い懲役及び禁錮刑が拘禁刑に統一されたことによる関係条例の整理をするためであります。

改正内容でございますが、議1—2ページを御覧ください。

第2条では個人情報の定義について想定していますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う条ずれにより第2条第9項中の第2条第8項を第2条第9項に改正します。

第39条では議会の保有する保有個人情報の利用停止請求について規定していますが、同様の条ずれにより第39条第1項第1号イ中の「第2条第9項」を「第2条第10項」に改正します。

第54条から第56までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行しますが、第54条から第56条の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行日である令和7年6月1日からとします。

また、経過措置として、この条例の施行前にした行為の処罰については従前の例によるものとしております。

議員各位に、よろしく御審議の上、御賛同をお願いするものであります。

以上、説明を終わります。

○議 長（松澤 文昭君） これより議 第 1 号 伊南行政組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 質疑なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議 第 1 号 伊南行政組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、これを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松澤 文昭君） 御異議なしと認めます。よって、議 第 1 号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで組合長より挨拶をお願いいたします。

○組 合 長（伊藤 祐三君） 令和 7 年第 1 回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして御礼を申し上げます。

今定例会に提案いたしました議案につきまして、慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり決定を賜りましたことに感謝を申し上げます。

今議会を通じて賜りました御意見などは、尊重をし、組合事業の運営に生かしていくよう努力してまいります。

議員の皆様には、今後とも御指導、御協力をお願い申し上げます。

伊南行政組合は、昭和伊南総合病院をはじめ、地域に暮らす皆様の安全・安心、そして衛生的な生活に欠かせない施設を 4 市町村が運営をしております。この基本をしっかりと認識をし、伊南地域が活力ある地域として持続、発展していくため、4 市町村がそれぞれの持ち味を生かし、連携、協力により効率的な行政運営を進めてまいります。

とりわけ新病院の建設に当たりましては、本議会でもお示しをしましたとおり、基本設計等の見直しを丁寧に行い、よりよい方向へ進めるよう調整をしております。

さて、飯島町議会議員の任期満了に伴い 3 月 23 日に選挙が行われると伺っております。これまで伊南行政組合議会の議員として伊南地域発展のため御尽力を賜りましたことに心よりお礼を申し上げます。伊南議会議員を退任されましても、伊南地域発展のため引き続き御指導、御協力をお願いいたします。

各市町村とも 3 月定例議会が迫っております。議員の皆様には、御自愛をいただき御活躍されますよう祈念申し上げます、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議 長（松澤 文昭君） これをもって令和7年第1回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。
お疲れさまでございました。

○次 長（藤木真由美君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」と
呼ぶ者あり）

午後5時14分 閉会

地方自治法第 123 条の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 2 月 18 日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員